附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

（関税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　関税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中関税法施行規則第七条の五の次に一条を加える改正規定の前に次のように加える。

第七条の三第三号イ中「第六十七条の三第六項」を「第六十七条の三第一項」に改める。

第一条のうち、関税法施行規則第八条の三の改正規定中「第八条の三第一号イ⑵」を「第八条の三第一号ロ」に改め、同令第九条の六第六号の改正規定を削る。

○国土交通省令第五十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の三の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次の三号を加える。

三　令別表第二第三号に規定する備讃瀬戸航路の区域

四　令別表第二第五号に規定する来島海峡航路の区域

五　令別表第二第十号に規定する関門航路の区域

附　則

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

○国土交通省令第五十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第六条第三項、第六条ノ四、第二十九条ノ三第一項及び第二項、第二十九条ノ四第一項並びに第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二編第四章第五節中第百十五条の三十一の次に次の一条を加える。

（持運び式ガス検知器）

第百十五条の三十二　第一種船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第一項の第一種船をいう。）及び第三種船（同条第三項の第三種船をいう。）には、密閉区画内の告示で定めるガスを検知するため、持運び式ガス検知器を備えなければならない。

2　前項のガス検知器は、機能等について告示で定める要件に適合するものでなければならない。

3　第一項のガス検知器は、適切に校正をされたものでなければならない。

第百二十二条の三第二項中「（昭和四十年運輸省令第三十六号）」を削る。

第百二十二条の九第一項中「同令」を「船舶消防設備規則」に改め、同条第二項中「（昭和四十年運輸省令第三十六号）」を削り、「同令第一条の二第四項」を「同条第四項」に改める。

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第二条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二中「第百十五条の二十三の二第一項」を「第百十五条の二十三の三第一項」に改める。

別表第一中

「持運び式ガス検知装置		1個につき　10,900円」
持運び式ガス検知器	複合型のもの	1個につき　19,800円
	その他のもの	1個につき　11,600円」

を

に

改める。

別表第一の二中

「持運び式ガス検知装置		1個につき　10,800円」
持運び式ガス検知器	複合型のもの	1個につき　19,800円
	その他のもの	1個につき　11,500円」

を

に

改める。

別表第二中

「持運び式ガス検知装置		1個につき　10,000円」
持運び式ガス検知器	複合型のもの	1個につき　18,500円
	その他のもの	1個につき　10,800円」

を

に

改める。

別表第二の二中

「持運び式ガス検知装置		1個につき　9,900円」
持運び式ガス検知器	複合型のもの	1個につき　18,400円
	その他のもの	1個につき　10,800円」

を

に

改める。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第三条　海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「すべて」を「全て」に、

「2	救命艇の総数	
	Total number of lifeboats	
	ダビット進水式救命艇の総数	
「2	Total number of davit launched lifeboats	」に、
「救命艇に収容される人数の総計」を「ダビット進水式救命艇に収容される人数の総計」に、		
「2.7	自由降下進水式救命艇の数	…… 」を
	Number of free-fall lifeboats	……
「3	自由降下進水式救命艇の総数	……
	Total number of free-fall lifeboats	…… 」に、
3.1	自由降下進水式救命艇に収容される人数の総計	…… 」
	Total number of persons accommodated by them	

を

に、

改める。